

資料3 動物愛護推進員

論点メモ

1 現状と課題

- (1) 動物愛護管理法第21条において、都道府県知事等は動物愛護推進員を委嘱することができることとされているが、平成15年度末現在、95自治体（都道府県、政令市、中核市）中、21の自治体において推進員が委嘱されている状況に留まっている。（委嘱者数約1,400名）
- (2) 推進員が委嘱されている自治体においても、推進員の活用方策が分からない等の理由により、必ずしも活発な活動ができているとはいえない状況である。

2 検討事項

上記の問題の解決を図るため、以下の事項について検討が必要である。

推進員の役割の明確化：

行政から推進員に依頼する業務等について、どのような内容が考えられるか。例えば、学校や施設等で実施する動物ふれあい活動や動物愛護管理に関する普及啓発資料の作成、動物の譲渡の斡旋、各種講演会の講師等。

推進員の養成・育成：

推進員を養成・育成するための自治体の制度や体制の検討。例えば、研修制度や研修・養成に必要なマニュアル、推進員の活動をサポートするための活動マニュアル、推進員活動の事例集等。

参考資料

1 動物愛護推進員の概要

都道府県知事等は、動物の愛護と適正飼養について住民の理解を深めること等を目的として、動物愛護推進員を委嘱することができる。

平成16年5月に都道府県、政令市、中核市、動物愛護推進員に対して実施した環境省アンケートの結果では、平成15年度末現在、95自治体（都道府県、政令市、中核市）中、21の自治体において動物愛護推進員が委嘱されている状況に留まっている。

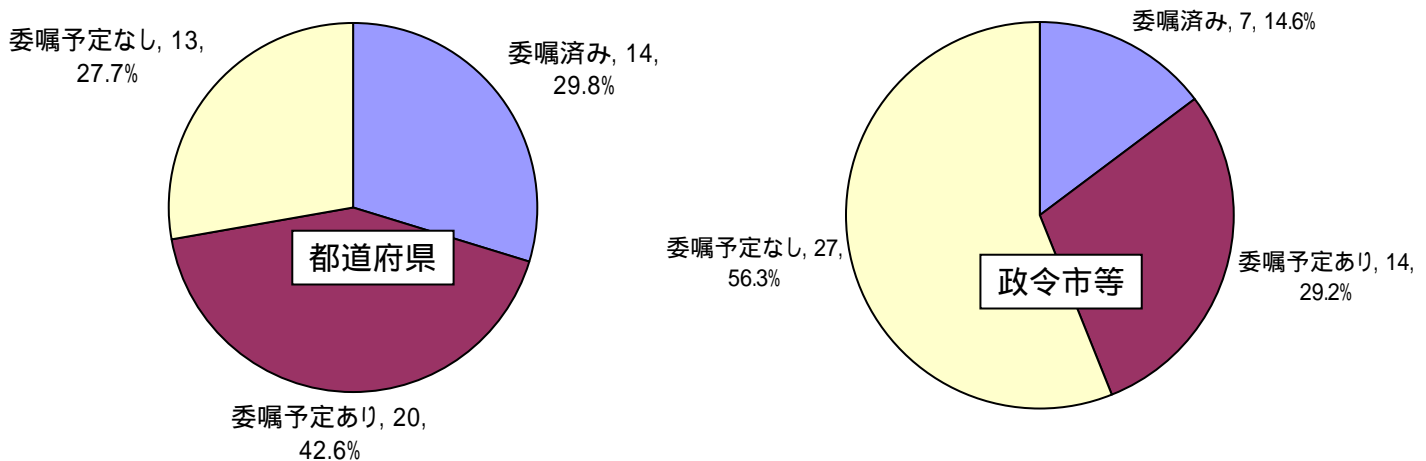
（動物愛護推進員）

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

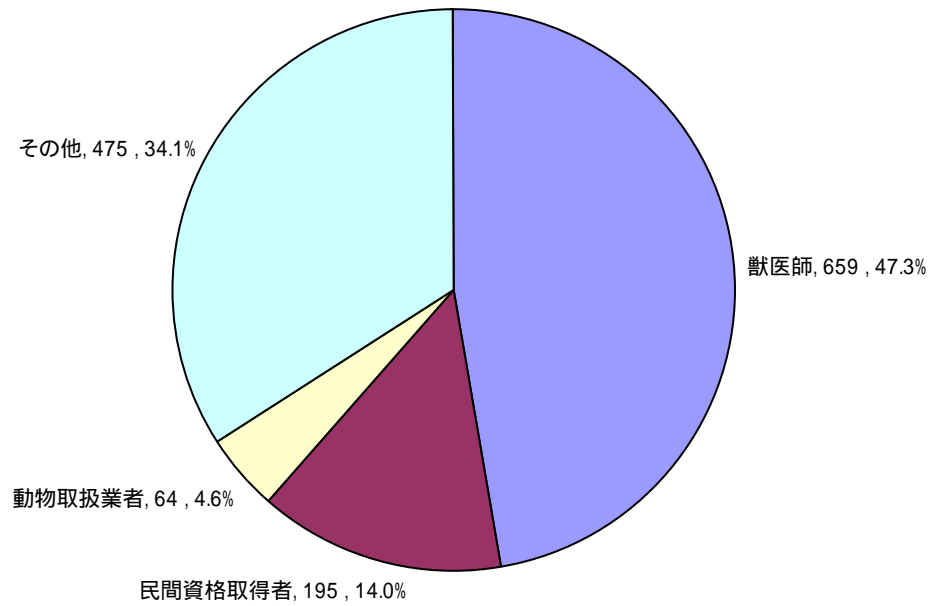
2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

（1）動物愛護推進員の委嘱状況



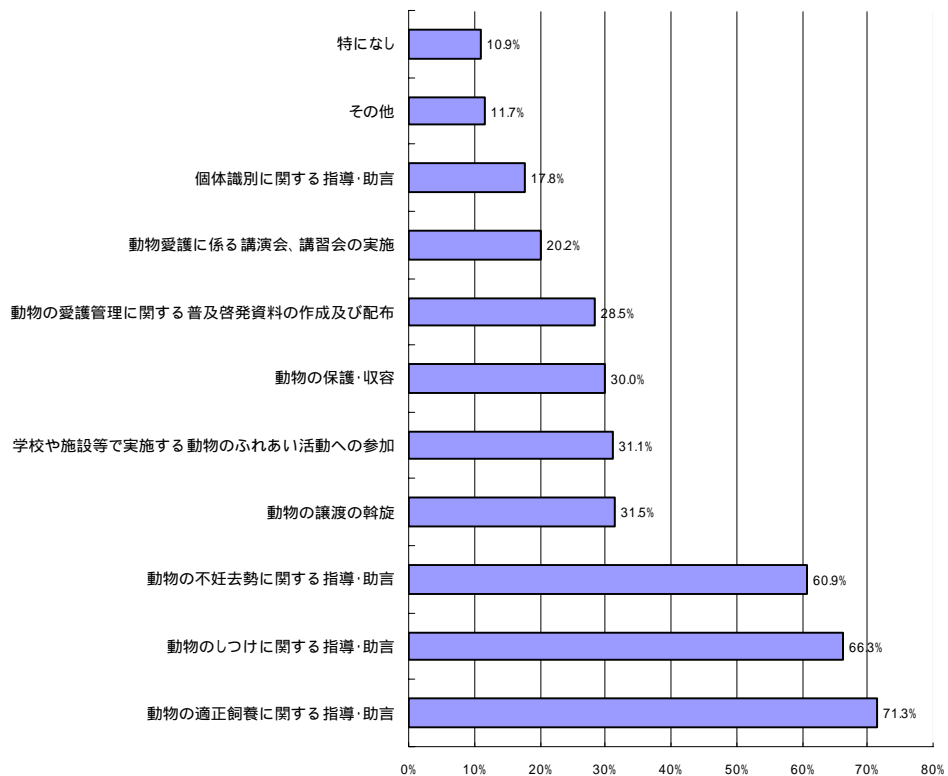
(2) 資格別の動物愛護推進員数



2 動物愛護推進員の活動内容

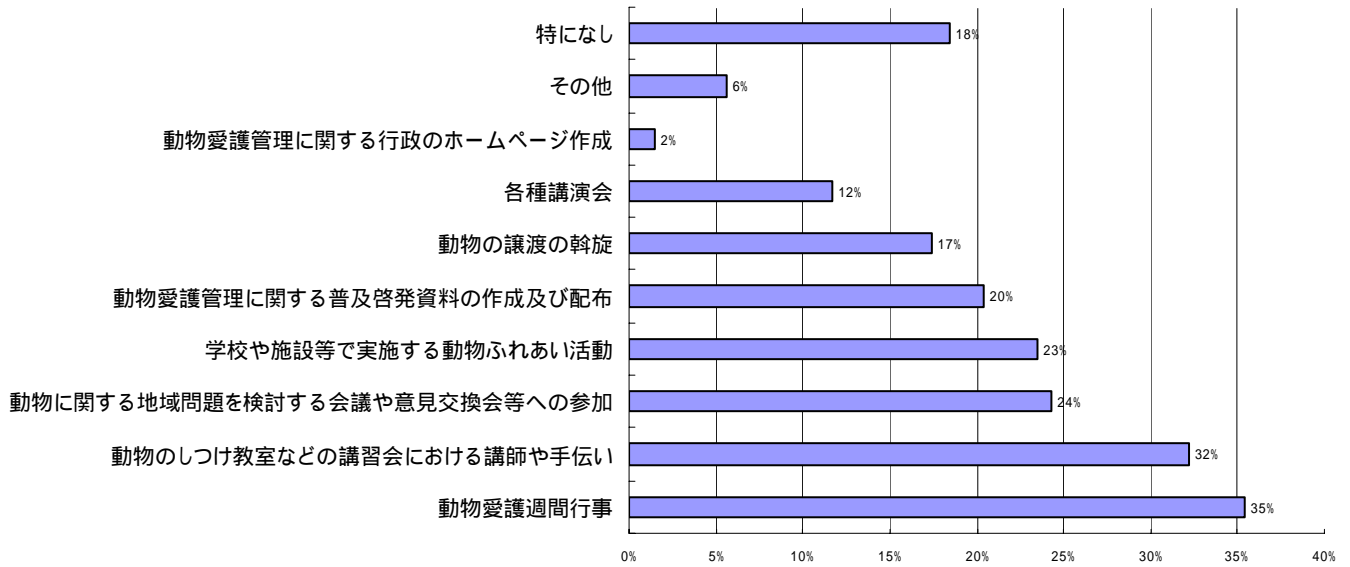
動物愛護推進員の日常の自主的活動としては、動物の適正飼養に関する指導・助言を行っている推進員が多く、自治体からの依頼による活動としては、動物愛護週間行事への協力、動物のしつけ教室などの講習会における講師や手伝いをあげる推進員が多かった。

(1) 推進員が自主的に行っている活動



(有効回答数 460名)

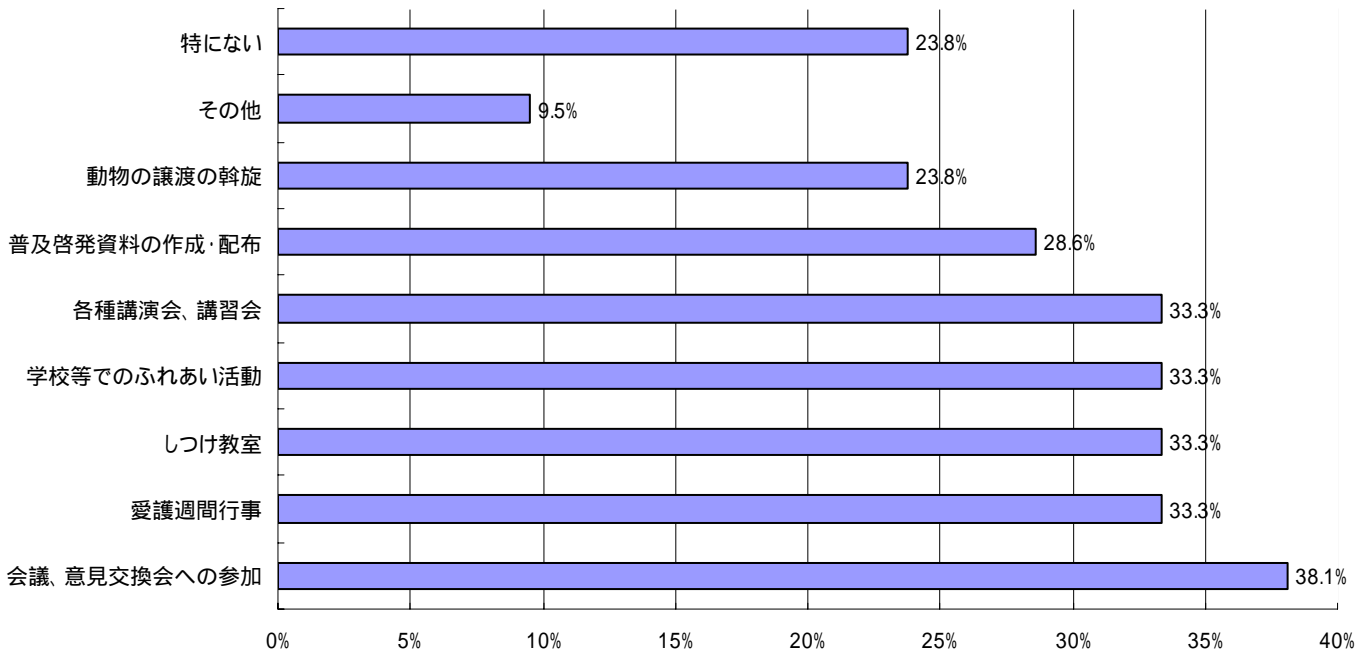
(2) 自治体からの依頼で協力している活動



(有効回答数 4 6 0 名)

(3) 今後自治体が推進員に協力を依頼したいと考えている事業

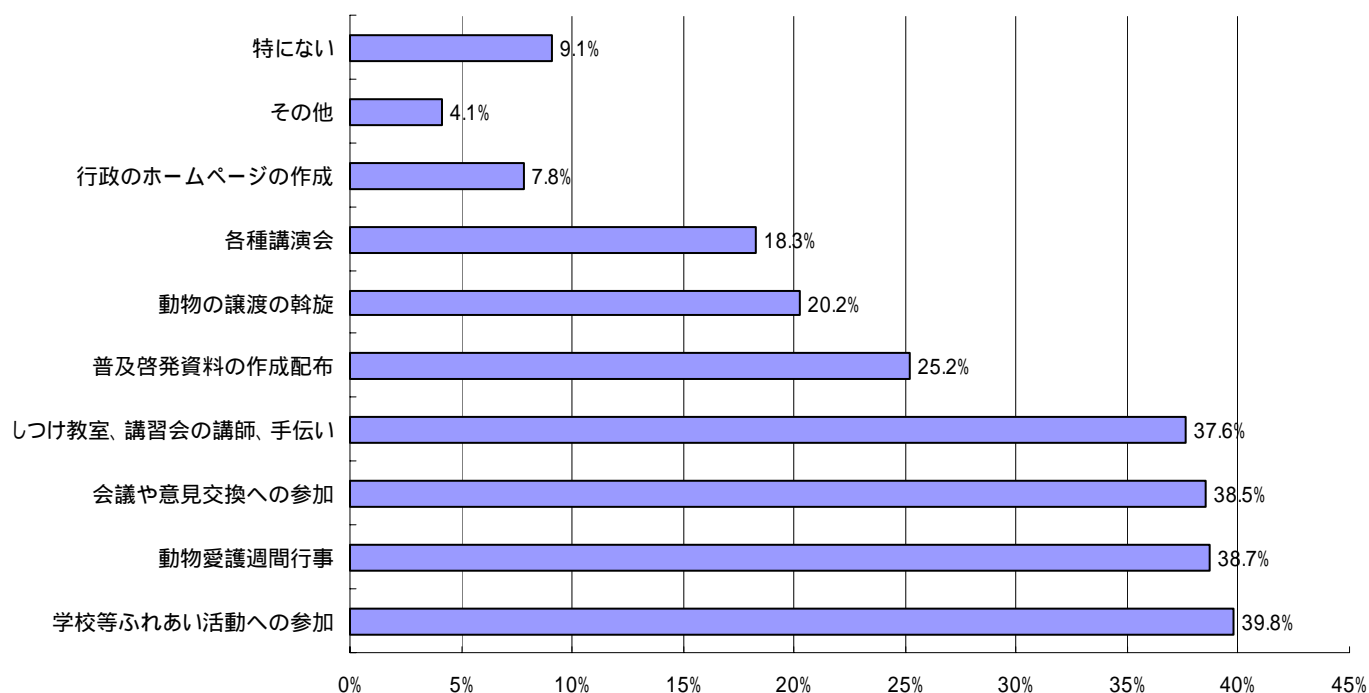
自治体が今後、推進員に協力を依頼したいと考えている事業は、会議・意見交換会への参加や動物愛護週間行事、しつけ教室等幅広い内容であった。



(有効回答数 2 1 自治体)

(4) 条件が合えば推進員が今後協力したい事項

推進員が今後、自治体に協力したいと考えている事項は、学校等ふれあい活動への参加や動物愛護週間行事への参加との回答が多かった。

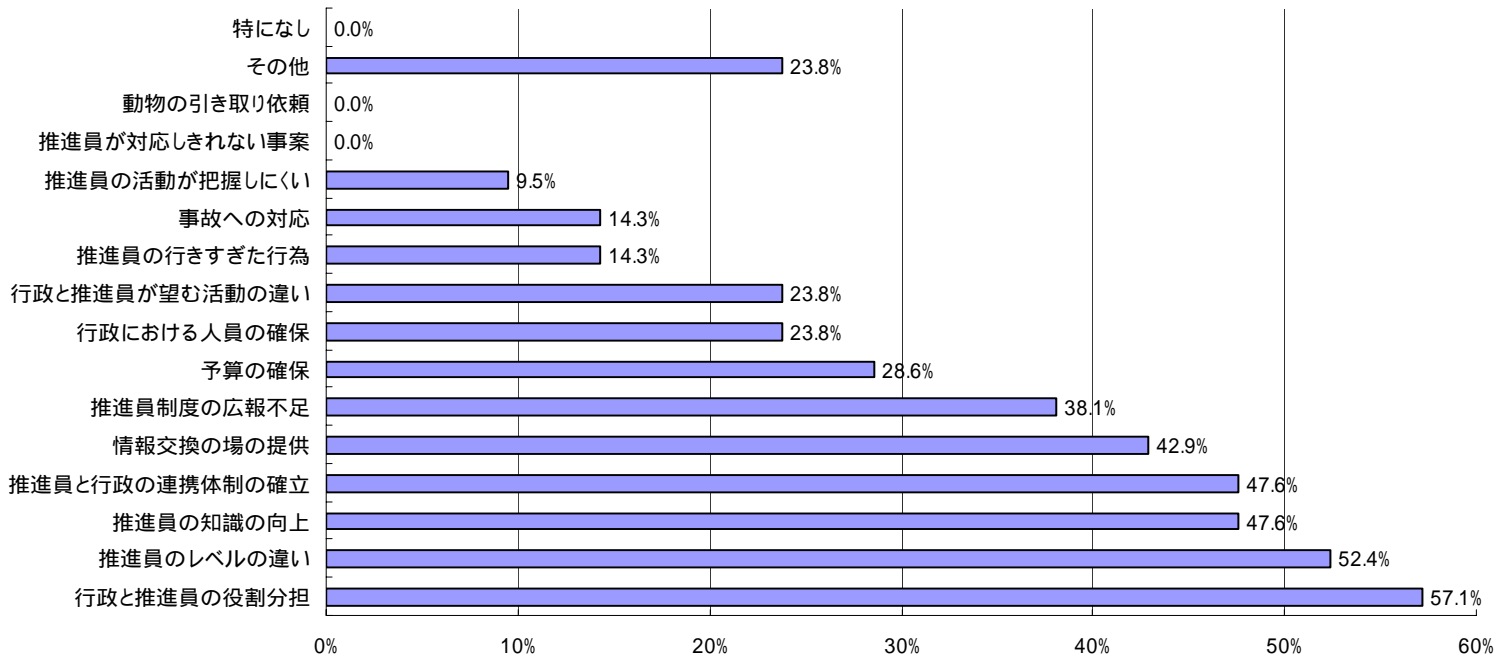


(有効回答数460名)

3 動物愛護推進員活動の課題

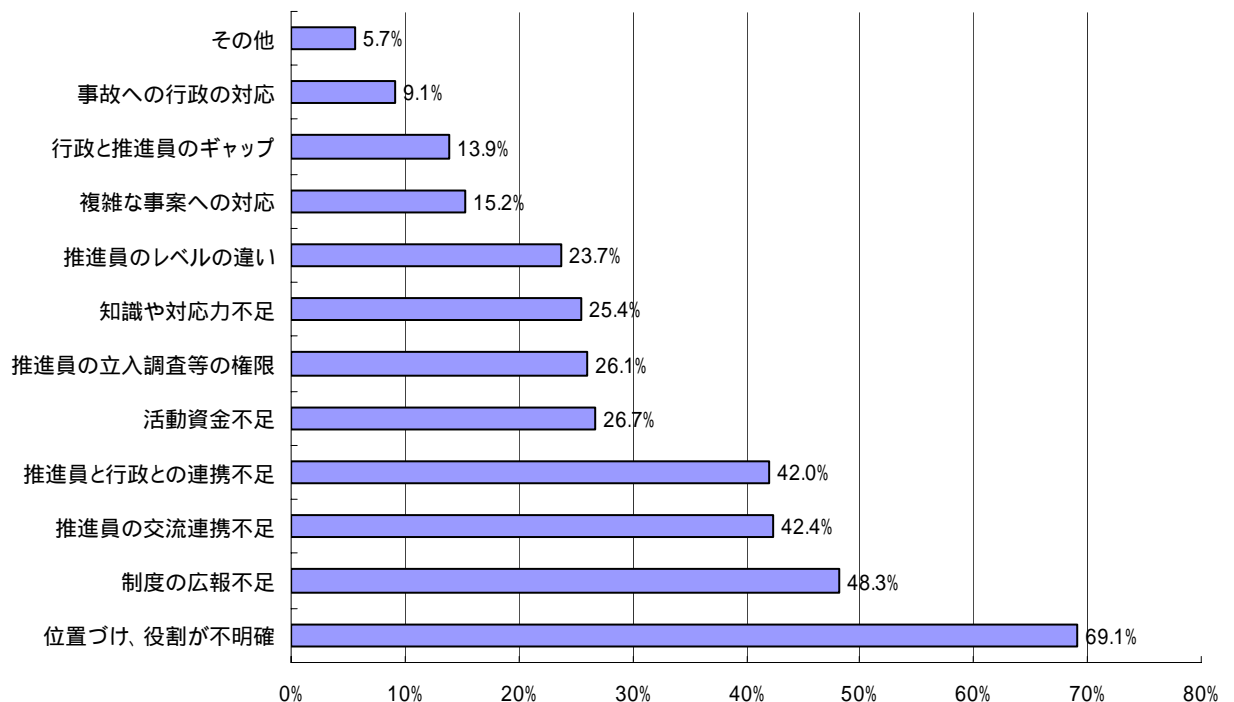
動物愛護推進員を委嘱している自治体が課題としては、行政と推進員の役割分担が不明確なこと、推進員のレベルの違いをあげる自治体が多く、推進員活動の課題としては、推進員の位置づけ、役割が不明確なことや推進員制度の広報不足、推進員の交流・連携不足をあげる推進員が多かった。

(1) 推進員活動の自治体の課題



(有効回答数 21 自治体)

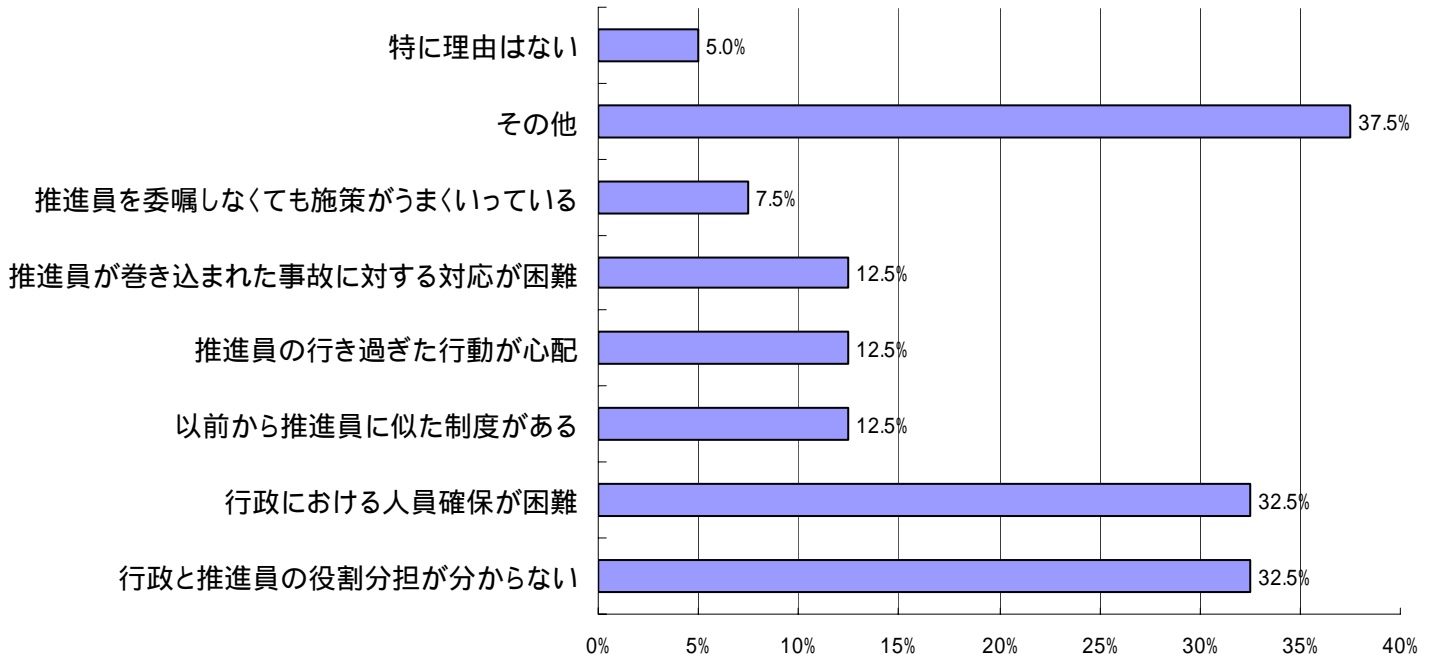
(2) 推進員の活動を通しての課題



(有効回答数 460 名)

4 動物愛護推進員の委嘱が進まない理由

自治体において動物愛護推進員の委嘱が進まない理由は、行政と推進員の役割分担が不明確なことや行政における人員確保が困難であることをあげる自治体が多かった。



(有効回答数 40 自治体)